

別紙2（記載例）

防犯カメラの設置及び利用に関する基準

令和 年 月 日

第1条 趣旨

この基準は、市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例第3条第1項の規定に基づき、  
が設置する防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定めるものとする。

第2条 防犯カメラ設置者

この防犯カメラの設置者は、  
とする。

第3条 防犯カメラの設置目的

この防犯カメラは、市川市  
の安全確保を目的として設置する。

第4条 防犯対象区域

この防犯カメラの防犯区域は、市川市  
周辺とする。

第5条 防犯カメラ管理責任者の選任

(1)防犯カメラ機器の維持管理を行う防犯カメラ機器維持管理者を  
とする。

(2)防犯カメラ画像の管理、利用、又は第三者への提供を行う防犯カメラ画像管理者を市川市とする。

第6条 防犯カメラの設置している旨等の表示

防犯カメラを設置している旨等の表示は、次に掲げる事項を記載し、防犯対象区域内の見やすい場所に明示する。

- (1)防犯カメラを設置している旨
- (2)管理責任者の氏名及び連絡先

第7条 画像の保存方法

画像は、以下の方法で保存する。

- (1)保存場所：設置している防犯カメラ内
- (2)保存方法：防犯カメラ内の記録媒体内に保存

第8条 画像の保存期間

画像の保存期間は、7日間とし期間を超えた際は自動で上書きされる。

#### 第9条 防犯カメラの運用時間

防犯カメラの運用時間は24時間とする。

#### 第10条 画像の安全管理のための必要な措置

画像の漏えい、滅失又は棄損の防止、その他の画像の安全管理のために必要な措置として、次に掲げる事項を講じるものとする。

- (1)画像を記録している媒体は施錠により、容易に取り出せないように保管を行う。
- (2)画像を記録している媒体の破棄は、粉碎処分等により画像を識別できない方法により行う。
- (3)画像の取扱いにより個人の権利利益を侵害してはならない旨を内で周知徹底する。

#### 第11条 苦情処理の手続き

防犯カメラに関する苦情の申出がなされたときには、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行い、苦情処理にあたるものとする。